

初秋の候 宮崎県防衛協会 青年部会 宮崎支部会員に於かれましては、益々ご清福の段、大慶至極に存じ上げます。

皆様には日頃より当支部運営に際して特段のご高配を賜り、深甚なる敬意を表すと共に、倍旧のご支援を伏してお願ひ申し上げる次第です。

先月三日に予定されていた「新田原基地夏祭」は台風で中止となり、四月の「観桜会」も北朝鮮のテポドン騒動で流れ、今月七日基地で「長月会」を必ず実施する旨の、強い決意の滲んだ案内状が荒木司令から届きました。(笑)

又同十五日は猛暑の中、護国神社にて「終戦記念報告祭・戦没者追悼式典」が厳かに催行され、帰省中の現職自衛官の長男と共に私も参列して、十二時から流れる日本武道館の「全国戦没者慰霊祭」に於ける天皇陛下のお言葉を拝聴しながら、改めてご英霊の御霊に哀悼の誠を捧げたところです。

更に二十六日は君塚陸幕長から昨年もご招待頂いた「富士総合火力演習」に、支部会員二名と松下新平参議員の計四名で参加し、秀峰富士の裾野に展開する精強陸上自衛隊の正確無比な火器火力の数々に、今年もまた圧倒されました。

特に今年は敵部隊の島嶼部侵攻に対し陸海空三自衛隊が敵戦力を制圧し奪還すると云う「島嶼防衛」想定の下、海自の対潜哨戒機P3Cが初めて参加し、空自のF2戦闘機も飛来して、三万を超える観客の度肝を抜きました。

そしてべールを脱いだ「一〇式戦車」の高速スラローム射撃は圧巻で、観戦した中国や韓国の駐在武官等も、正に寒心に堪えずと云ったところでしょうか。

その韓国が不法占拠を続ける竹島に関しては、軍事アナリストの小川和久氏からのメルマガの中に「米政府公文書も竹島は日本の領土」と云う大変興味深い一文がありましたので、以下にご紹介致します。

竹島をめぐる日韓両国が泥仕合の様相を呈しておりますが、竹島が日本の領土であり、韓国が不法占拠しているとした米政府の電文が紹介され、話題を呼んでいます。

電文は、駐日米国大使ダグラス・マッカーサー元帥(マッカーサー元帥の甥)が、アイゼンハワー政権のクリスチャン・ハーター国務長官(パーソンズ極東担当国務次官補経由)とソウルのマッコニー駐韓米国外使に宛てたものです。(一九六〇年四月七日付け)

私はこの電文の存在を、知人の田坂富代さん(静岡県下田市議会副議長)のブログ (<http://e.co.umy9Fft>) で知り、おなじみ西恭之君(静岡県立大学グローバル地域センター特任助教)にネイティブの英語力を駆使して確認作業などをしてもらいました。

その結果、米公文書記録管理局のアーキビスト(文書管理専門家)デビッドラングバート氏がマッカーサー元帥大使の公電が本物であり、正式名称と保管

場所も確認済みと、評論家トニー・マラーノ氏に回答した事等が判明しました。  
(米東部時間八月二十二日十一時二十分) 以下要点のみ箇条書き致します。

(一) 韓国に新しき民主主義体制の誕生が予期される今、私は、日韓間に存在する紛争を永続的に解決する機会をできるだけ早く確保しておかれるようお願い致します。李承晩が権力の座にあった間、それらの解決の機会はほぼ無きに等しいものでしたが、今や、全く新しい局面を迎え、韓国と日本間の論争を清算へと導ける可能性があります。

(二) 李政権は、韓国の人々に押し付けた権威主義的、警察国家的な支配により、民主主義の基本的な教義をほとんど踏みにじってきましたが、過去にも、李承晩ライン周辺の公海上で海賊行為を働き、日本人の漁師らを政治的な捕虜として収監し、韓国外の領土を武力により強奪する形で、国際規範および倫理の最も基本的な原則を破壊した経緯があります。

(三) 韓国新政権が、その支配体制(暫定的なものであると否とを問わず)が整ったできるだけ早い段階で、① 李政権の野蛮かつ圧政的な取扱いにひどく苦しめられてきた日本人漁師の人質たち(刑期満了前の者を含む)すべてを解放し、日本に返すこと、② 公海上での日本漁船の拿捕をやめること、を説得するよう、我が国のあらゆる影響力を行使するよう、強くお勧めします。

(四) 李政権は、公海上で日本の船を拿捕し、人質外交を展開するのみならず、常に日本の領土とみなされてきた竹島を、武力により、違法に占有しています。

(五) この日本の島が日本に返還されることなくしては、日韓の根本的な和解はありません。

(六) 二国間の他の懸案事項の、互いに満足できる解決の一環として、竹島から撤退する意思を表示すべきです。

(七) 最低限、国際司法裁判所に仲裁を求めて問題を提起することに同意するよう主張すべきです。

(八) 日本人は、李承晩の占領軍的政策の被害を八年間にもわたって被り続けており、後継者からそのような弁解の余地のない取扱いを受け続けることは望ましくありません。

この電文は、来年春にスタートする韓国の新政権へのメッセージとしても、そのまま通用する内容だと思えます。

日本政府は直ちにこの電文の真贋を精査し、公文書として相違ない場合には、国際司法裁判所への提訴にあたって世界に向けて公表すべきです。

引用文は以上ですが、後は支部会員皆様のご賢察に期待せねばなりません。残暑の砌、健康管理にご留意の上、呉々もご自愛専一にお過ごし下さい。

平成 二十四年 九月 一日

宮崎県防衛協会

青年部会

宮崎支部長

小倉和彦

